

『平成18年度施策実施状況調書』

施策名		(施策18) 分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討		担当部局名	自治行政局 行政課			
施策の概要		<p>第28次地方制度調査会において審議項目とされた「道州制のあり方」、「大都市制度のあり方」、「地方の自主性・自律性の拡大のあり方」、「議会のあり方」等について、審議状況と歩調を合わせ調査研究を進め、同調査会に対して適時適切に情報提供を行うこととする。</p> <p>また、同調査会での審議及び答申を踏まえ、制度改正等を検討する。</p>						
主な指標の状況		主な指標等	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度	
		地方自治法の改正等	—	平成18年度			○	
		<p>第28次地方制度調査会に対し適時適切に情報提供を行ったところであり、平成17年12月9日には同調査会から「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」が内閣総理大臣に提出された。その結果、この答申や「構造改革特区の第5次提案に対する政府の対応方針」(平成16年9月10日本部決定)及び「構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針」(平成17年10月21日本部決定)等を踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性の拡大、地方議会制度の見直し、大都市制度の見直しを内容とする地方自治法の一部を改正する法律案を平成18年3月7日に国会に提出したところである。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方の自主性・自律性の拡大を図るための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・出納長及び収入役制度の廃止等: 出納長及び収入役を廃止し、副知事・副市町村長に一元化する。 ・監査の充実: 識見を有する者から選任する監査委員の数について、条例で増加できることとする。 ・財務に関する制度の見直し: クレジットカードによる使用料等の納付、有価証券の信託、行政財産である建物の一部貸付等を可能とする。 ・地方公共団体の連合組織への情報の提供: 地方公共団体に新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合、各大臣から地方公共団体の連合組織(地方六団体)にその内容となるべき事項を知らせる措置を講ずる。 ○議会制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・議長への臨時会の招集請求権の付与: 議長は、議会運営委員会の議決を経て、長に対し臨時会の招集を請求することができることとする。 ・専決処分要件の明確化 ・委員会制度の見直し: 議員の複数常任委員会への所属制限の廃止する。 委員会の委員につき、閉会中でも、議長が指名することによって選任ができることとする。 委員会の議案提出権を認める。 ・専門的知見の活用: 学識経験者等の知見を活用し、政策立案機能を強化する。 ○中核市制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・中核市(人口30万以上)の指定に係る面積要件(人口50万未満の場合、面積100平方キロメートル以上)を廃止する。 						
主な指標等	目標値	目標年度						
		道州制に関する国民の議論の喚起	—	—				
		<p>また、その後同調査会から提出された「道州制のあり方に関する答申」(平成18年2月28日)を踏まえ、道州制の検討に関する国民の議論を喚起するため、広報広聴活動を行うこととし、総務省のホームページ上に「道州制」のコーナーを開設した。</p>						
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	特になし						
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要					
		地方自治法の改正等	地方公共団体の自主性・自立性の拡大、地方議会制度の見直し、大都市制度の見直しを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律案」を平成18年3月7日に国会に提出した。					
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要					
道州制に関する議論の喚起		第28次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」(平成18年2月28日)を踏まえ、道州制の導入に関する国民の議論を喚起するため、広報広聴活動を行うこととし、総務省のホームページ上に「道州制」のコーナーを開設した。						
(業務改善への取組状況)								
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況)					予	制	事
<p>第28次地方制度調査会からの「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」を踏まえた地方自治法の一部を改正する法律案が成立するよう取り組んでいく。</p> <p>また、「道州制のあり方に関する答申」を踏まえ、道州制の議論に関する国民の議論を喚起するため、各種政府刊行物・リーフレットなどによる広報や、タウンミーティング(内閣府主催)の開催に関する協力等を行っていく必要がある。</p>								
本施策に関する専門家の意見等	<p>○第28次地方制度調査会(平成15年度は総会1回、専門小委員会 1回開催) (平成16年度は総会2回、専門小委員会17回開催) (平成17年度は総会2回、専門小委員会19回開催)</p> <p>本政策の今後の課題を検討し、評価に反映するに当たって、上記調査会での審議及び意見を参考とした。</p>							

『平成18年度施策実施状況調書』

本施策に関する 主な資料	<p>○地方の自律性・自主性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申(平成17年12月9日第28次地方制度調査会) http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No28_tousin_051209.pdf</p> <p>○構造改革特区の第5次提案に対する政府の対応方針(平成16年9月10日構造改革特別区域推進本部) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/dai7/7siryou0.pdf</p> <p>○構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針(平成17年10月21日本部決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/yusikisya/housin.pdf</p> <p>○道州制のあり方に関する答申(平成18年2月28日第28次地方制度調査会) http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No28_tousin_060228.pdf</p>
-----------------	--